8020運動推進特別事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和６年４月19日

健康福祉部健康増進課長

１　業務の概要

（１）業務名

8020運動推進特別事業委託業務

（２）業務の目的

歯とお口の健康づくりに資するコンテストや歯科口腔保健及び食育の推進に資するフォーラムを開催し、歯科口腔保健事業と食育推進事業を一体的に推進することで、ライフステージに応じた健康づくりを充実させるとともに健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（３）業務内容

ア　歯とお口のPR動画コンテスト（仮称）に係る業務

イ　秋の食と歯っぴーフォーラム（仮称）に係る業務

（４）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

（５）企画提案を求める具体的内容の項目

ア　業務内容

（ア）　コンテスト応募受付フォーム作成及びチラシ制作

（イ）　コンテスト被表彰者を選定するための審査

（ウ）　コンテスト受賞作品の放送

（エ）　フォーラム参加者増加に資する広報

（オ）　フォーラム当日の展開方法・出展事業者等の調整

（カ）　その他、委託事業者の提案によるもの（任意）

イ　実施体制

（ア）　類似事業の履行実績

（イ）　運営体制

（ウ）　個人情報の取り扱い

ウ　業務に要する経費及びその内訳

（６）業務の実施場所

長野県内全域

（７）履行期間又は履行期限

契約締結日から令和７年（2025 年）３月 14 日まで

（８）費用の上限額

2,273,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項及び財務規則第 120 条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

（２）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年３月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

（３）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

（４）長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（５）法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

（６）労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

（７）長野県内に本店又は支店・営業所を有している法人であること。

（８）過去５年以内に国又は地方自治体と、当該業務の類似業務等を受託した実績を有する者であること。

（９）必要な打ち合わせ等に常時参加できる者であること。

３　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（３（５）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（１）参加申込書の作成様式

様式第３号による。

（２）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第３号の附表１及び２による。

（３）参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

（４）担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要） 長野県健康福祉部健康増進課（県庁４階） 担当　山崎、小出 電話　026-232-0111（代表）内線 4111 　　　026-235-7112（直通） ﾌｧｯｸｽ 026-235-7110 ﾒ ｰ ﾙ kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

（５）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和６年４月 25 日（木）午後５時必着

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は持参の場合は午前９時から午後５時まで。）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

②　提出先　　３（４）に同じ。

③　提出方法　持参又はメールとします。ただし、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。メールで提出した場合は、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（６）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（７）非該当理由に関する事項

①　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６（３）①）の３日前までに、書面により健康増進課長から通知します。

②　上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により健康増進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④　非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３（４）に同じ。

イ　受付時間　上記②の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（８）その他の留意事項

①　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

②　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4　説明会

（１）開催日時　令和６年４月 26 日（金）午前 11 時 00 分から（１時間程度）

（２）開催場所　オンライン開催（Zoom）
（３）その他　　接続方法は以下のとおり
https://zoom.us/j/98130655231?pwd=TmRlcHdHbkZEVXA5T1dtQytQNjMvZz09
ミーティング ID:981 3065 5231　　パスコード:QLCORL

5　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
（１）受付場所　３（４）に同じ。
（２）受付期間　令和６年４月 26 日（金）から令和６年５月 10 日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。
ただし、最終日は正午まで。）
（３）受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメールにより提出するものとします。
（４）回答方法　令和６年５月 14 日（火）までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6　企画提案書の作成・提出
（１）提出書類
①　企画提案書（様式第８号）及び企画書（様式第８号の附表１、もしくは任意様式でも可）
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、企画書は原則としてすべてＡ４サイズとしてください。
②　概算見積書（様式第８号の附表２、もしくは任意様式でも可）
経費の合計額は、１（８）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
③　会社概要又はパンフレット（写し可）
（２）企画提案書の作成に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
①　受付場所　３（４）に同じ。
②　受付期間　令和６年４月 26 日（金）から令和６年５月 10 日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。
ただし、最終日は正午まで。）
③　受付方法　５（３）に同じ。
④　回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メール等により回答します。
（３）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
①　提出期限　令和６年５月 17 日（金）午後５時まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。）
②　提出先　　３（４）に同じ。
③　提出部数　７部（正本１部、コピー６部）
④　提出方法　持参又はメールとします。ただし、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。メールで提出した場合は、到達したことを電話で３（４） の担当者に確認してください。

（４）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。（250 点満点　50 点×構成員５名）

項　　目		評　価　内　容	配点
基本理念・方針		基本理念・方針が事業目的、発注仕様書の内容を満たした提案となっていること	10
業務内容	コンテスト	応募受付フォーム作成及びチラシ制作について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること	20
		被表彰者を選定するための審査について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること	
		受賞作品の放送について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること	
	フォーラム	参加者増加に資する広報について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること	
		当日の展開方法・出展事業者等について、具体的かつ効果的な内容が提案されていること	
業務体制	組織・運営体制	業務が適切に行える体制が提案されていること	15
		委託業務を適切に実施できる、ノウハウ、実績等が十分あること	
	個人情報の取り扱い	トラブルの未然防止策・対応等が適当であること また、個人情報の保護・管理が適切であること	
経済性	費用対効果	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であること	5
合　　計			50

（５）企画提案の選定の方法

①　企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めないこととし、プレゼンテーションは実施しません。

②　企画提案評価会議の各構成員は項目ごとに優・良・普通・可・不可の５段階で評価します。（「優：特に優れていると判断できるもの」、「良：普通より優れているもの」、「普通：標準」、「可：さほど評価できないもの」、「不可：評価できないもの」）

③　項目ごとの評価点は、各項目の配点に対して、５段階で評価した優・良・普通・可・不可のそれぞれ係数（優：1.0、良：0.8、普通：0.6、可：0.4、不可：0.2）を乗じた点数とします。

④　各構成員は評価結果により参加者の優れたほうから順に、１位から３位までの順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

⑤　各構成員が行った順位付けに対し、１位は５点、２位は３点、３位は１点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により

委託候補者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が 250 点満点中 150 点未満の場合又は項目ごとの評価点が各配点上限の４割に満たない場合は選定しません。

（６）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により健康増進課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により健康増進課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課において閲覧に供します。

（７）非選定理由に関する事項

① （６）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により健康増進課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 ３（４）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（８）その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

（１）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後５時までに）に、見積書（様式第 14 号）を指定された方法により健康増進課長に提出するものとします。

（２）見積書が、（１）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
（３）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
（４）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

９　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課において閲覧に供します。

10　その他

（１）契約書作成の要否

必要とします。

（２）関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）
長野県健康福祉部健康増進課（県庁４階）
担当　山崎、小出
電話　026-232-0111（代表）内線 2634
　　　026-235-7112（直通）
ﾌｧｯｸｽ 026-235-7110
ﾒｰﾙ kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

（３）必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
（４）本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と健康増進課との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。